

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 3 月 24 日付けで行った公文書不存決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して次の内容について、令和 4 年 3 月 13 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

佐賀県立産業技術学院（以下「学院」という。）について

ア 平成 29 年 1 月 1 日以降のじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づいて実施した健康診断の実施日が分かる資料

イ じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 37 条第 1 項の規定に基づいて平成 29 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月末日までに佐賀県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第 8 号）の表面

ウ じん肺法施行規則第 37 条第 1 項の規定に基づいて平成 29 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月末日までにじん肺法上の労働基準監督機関佐賀労働局の労働基準監督署へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式 8 号）の表面

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、上記アについては、公文書を特定し開示決定を行い、上記イ及びウについては、じん肺法施行規則別表の粉じん作業に該当する作業に常時、従事する労働者がいる場合じん肺に関する健康診断を受診し、じん肺健康管理実施状況報告を佐賀県人事委員会へ提出しなければならないが、学院では職員は該当しないと判断し、これまで健康診断を受診していなかったためとして、令和 4 年 3 月 24 日付けで、公文書不存決定を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、実施機関が令和 4 年 3 月 24 日付けで行った公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 4 月 29 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において概ね次のとおり主張している。

- (1) 地方公務員法において労働基準法及び労働安全衛生法の適用除外規定は存在するが、じん肺法に係る適用除外の条文は存在しない。したがって、地方公務員にはじん肺法が適用される。
- (2) 地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により、労働基準法及び労働安全衛生法に係る労働基準監督機関は、佐賀県庁の知事部局の場合には佐賀県人事委員会となるが、当該規定にじん肺法は列挙されておらず、また、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 790 条第 5 号で「労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）」が都道府県労働基準監督署の所掌事務とされていることから、じん肺法上の労働基準監督機関は、都道府県労働基準監督署である。
- (3) 学院は、令和 4 年 3 月 24 日付け産技学第 2833 号公文書開示決定通知書において、じん肺法第 8 条の規定による定期健康診断を実施している事実が認められるため、じん肺法第 8 条第 1 項第 1 号の「常時粉じん作業に従事する労働者」が当該学院に在籍しているものと予想する。すなわち、じん肺法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「事業者」に該当するため、じん肺法第 44 条に規定する「厚生労働省令で定めるところ」であるじん肺法施行規則第 37 条第 1 項の規定により、12 月 31 日現在における「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年の 2 月末日までに提出する義務がある。

以上のことから、不存在の理由を「じん肺健康管理実施状況報告は佐賀県人事委員会に提出しなければならない」と説明し、じん肺法上の労働基準監督機関を都道府県人事委員会とする佐賀県の法解釈は誤っている。また、学院に平成 29 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月末日までにじん肺法上の労働基準監督機関（佐賀労働局の労働基準監督署）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告の表面が存在しないことは、じん肺法施行規則の規定に違反し、不合理である。したがって、対象公文書の特定が不十分であることから、行政処分を取り消し、公文書を特定し、当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 令和 4 年 3 月 24 日付け産技学第 2833 号の公文書不存在決定通知書中、「産業技術学院では職員は（じん肺法に係る健康診断の受診に）該当しないと判断していた」ことについて

ア 当県の従前の解釈

学院での職業訓練指導業務は、健康診断を行う労働者としてじん肺法第9条1項に規定する常時粉じん作業に従事する労働者には該当しないと判断し、健康診断を行っていなかった。

イ 当県の解釈の誤りについて

「特定化学物質障害予防規則」に伴う健康診断を実施することに併せ、再度じん肺法に関する健康診断の受診義務について佐賀県人事委員会及び佐賀労働局に法令解釈を確認したところ、常時粉じん作業に従事する労働者に該当するという事となり、当県の認識には誤りがあったことが判明した。

ウ 当県の対応について

令和3年度からじん肺法に係る健康診断を実施することとした。

- (2) 令和4年3月24日付け産技学第2833号の公文書不存決定通知書中、「じん肺健康管理実施状況報告を佐賀県人事委員会へ提出しなければならない」とした件について

ア 当県の従前の解釈

当該診断の報告先を、地方公務員法第58条第5項及び労働基準法別表第1の12号に該当すると判断し、佐賀県人事委員会に提出すべきと考えていた。

イ 当県の解釈の誤りについて

今回の開示請求を受け、佐賀県人事委員会及び佐賀労働局に法令解釈を確認したところ、じん肺法は地方公務員法第58条第5項の規定に当てはまらないことがわかり、当県の認識が誤っていた。

ウ 当県の対応について

当該診断の結果を令和4年3月25日付けで佐賀県人事委員会に報告していたが、当該診断の報告先は佐賀労働基準監督署長を経由して佐賀労働局長となるため、令和3年度のじん肺健康診断の報告を令和4年5月19日付けで提出し直したところである。

- (3) 令和4年3月24日付け産技学第2833号の公文書不存決定通知書中、「開示請求に係る公文書は不存である」とした件について

ア 理由

開示請求があったのは、「じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和4年2月末日までに佐賀県人事委員会へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告(様式第8号)の表面」及び「じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和4年2月末日までにじん肺法上の労働基準監督機関(佐賀労働局の労働基準監督署)へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告(様式第8号)の表面」とされているが、報告期日に間に合わず、今回の弁明書の5(2)

ウに記載したように、令和4年3月25日に佐賀県人事委員会に報告した。そのため、審査請求人が開示請求した、「2月末日までに佐賀県人事委員会及びじん肺法上の労働基準監督機関へ提出した」公文書は不存在としたところである。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり、判断した。

(1) じん肺法に係る健康診断について

ア じん肺法の趣旨

じん肺は、粉じんの発生する職場において長期間にわたって作業を行ってきた労働者が罹患することのある職業病であり、「改正じん肺法の施行について（昭和53年基発第250号労働省労働局長通達。以下「厚生労働省通達」という。）」において、「粉じんの吸入によって肺に生じた線維増殖性変化を主体とし、これに気道の慢性炎症性変化、気腫性変化を伴った疾病をいい、一般に不可逆性のものである」とされている。そして、じん肺法は、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的として、事業者及び労働者に適正な予防と健康管理等のための措置を講ずることを求めている。

イ じん肺法に係る健康診断の実施義務

事業者は、じん肺法及びじん肺法施行規則の規定に基づき、常時粉じん作業に従事する労働者に対して3年ごとに1回、じん肺健康診断を行わなければならないとされている。この「常時粉じん作業に従事する労働者」とは、厚生労働省通達において、「労働者が業務の常態として粉じん作業に引き続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではない」とあるのみで、その明確な基準等は示されていない。しかしながら、学院では、以前から職業訓練指導業務が行われており、実際に令和3年度から当該指導業務に携わる職員を対象にじん肺法に係る健康診断を実施していることから、学院には、常時粉じん作業に従事する労働者が存在し、じん肺法に係る健康診断の実施義務があったものと認められる。

ウ じん肺健康管理実施状況報告の提出先

地方公務員法第58条第5項の規定により、地方公務員は、民間の労働者と異なり、労働基準法及び労働安全衛生法等の規定の一部が除外され、また、一部職員に対する労働基準監督機関の職権は人事委員会等が行うものとされている。

しかしながら、地方公務員法第58条第5項にじん肺法は挙げられておらず、厚生労働省組織規則第790条第5号でも「労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）」は労働基準監督署の所掌事務とされている。さらに、「じん肺健康管理実施状況報告（様式第8号）」も、管轄する労働基準監督署を経由して都道府県労働局長あてに提出する様式となっていることから

すれば、学院の「じん肺健康管理実施状況報告」の提出先は、佐賀労働局であるものと認められる。

なお、じん肺法及びじん肺法施行規則の規定により、事業者は、毎年12月末現在におけるじん肺法に係る健康診断の実施状況を翌年の2月末までに都道府県労働局長に報告しなければならないとされている。

(2) 公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、じん肺法の解釈を誤ったことなどにより、令和2年度まではじん肺健康診断が未実施であったこと並びに令和3年度に実施した当該健康診断の提出が遅れたこと及びその提出先を誤っていたことの3点を理由に、本件開示請求に係る公文書を保有していないと説明している。そこで、当審査会において、その合理性について検討した。

本件において学院は、職業訓練指導業務を行う職員について、じん肺法第9条1項に規定する常時粉じん作業に従事する労働者には該当しないという誤った判断をしていたため、令和2年度まではじん肺法に係る健康診断を実施していなかった。しかし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の改正により令和3年度から特殊健康診断を実施することを契機として、じん肺法に係る健康診断も実施する義務があることを認識した。そこで、令和3年度からこれを実施したものの、その報告が遅れていた事実が認められる。さらに、「じん肺健康管理実施状況報告」の提出先が佐賀県人事委員会であるとの誤った認識のもと、学院は令和4年3月25日になって令和3年度の「じん肺健康管理実施状況報告」を佐賀県人事委員会に提出していたが、提出先の誤りに気づいて、同報告を同年5月19日付けで佐賀労働局に提出し直している事実が認められる。

なお、特化則については、令和2年4月の一部改正以降、厚生労働省において関係者への周知が図られている。その中のリーフレットをみると、じん肺法に係る健康診断の実施についても必要である旨が記載されている。

本来であれば、開示請求に係る公文書である学院が法令に基づいて毎年2月末日までに佐賀労働局に提出しなければならない「じん肺健康管理実施状況報告」は存在するものと考えることが合理的ではある。しかし、認定した上記事実の不自然な点や矛盾はなく、また、仮に開示請求に係る公文書が作成されていたとして、これをあえて秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、開示請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の主張に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年7月29日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和4年8月9日 (令和4年度第6回審査会)	・ 審 議
令和4年12月5日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長